

小 監 第 4 3 号 5

令和 7 年 8 月 1 2 日

小千谷市長 宮 崎 悦 男 様

小千谷市監査委員 小 杉 正 一

同 上 村 行 雄

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された下記会計の決算に基づく資金不足比率を審査したので、意見
書を提出いたします。

記

令和 6 年度小千谷市ガス事業会計

令和 6 年度小千谷市水道事業会計

令和 6 年度小千谷市工業用水道事業会計

令和 6 年度小千谷市下水道事業会計

令和 6 年度経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
小千谷市ガス事業会計	—	20.0
小千谷市水道事業会計	—	20.0
小千谷市工業用水道事業会計	—	20.0
小千谷市下水道事業会計	—	20.0

(2) 個別意見

令和 6 年度の資金不足比率については、各会計とも資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善すべき事項

特に指摘すべき事項はない。